○ 協同組合による金融事業に関する法律施行規則(平成五年大蔵省令第十号)

正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていな に改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、 記載)に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののよう 改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分(連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る いものは、これを加える。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、 改正前欄に掲げる対象規定で改

改正後	改正前
(信用協同組合等又はその子会社が保有する議決権に含めない議決	(信用協同組合等又はその子会社が保有する議決権に含めない議決
権)	権)
第三条 法第四条第二項(法第四条の三第九項(法第四条の六第三項)	第三条 [同上]
において準用する場合を含む。)、協同組合による金融事業に関す	
る法律施行令(昭和五十七年政令第四十四号。以下「令」という。	
)第三条第五項並びに次条第十項、第六条第五項、第六条の二第五	
項、第八条第三項、第九条の二第五項、第十条第十六項及び第百十	
一条第六項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の	
規定により、信用協同組合等又はその子会社(法第四条第一項に規	
定する子会社をいう。以下同じ。)が保有する議決権に含まないも	
のとされる内閣府令で定める議決権は、次に掲げる株式又は持分に	
係る議決権(法第四条第一項に規定する議決権をいう。第三号及び	
第四号並びに第四項、第五十七条並びに第七十条を除き、以下同じ	
。)とする。	

#### [略]

三 投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成十年法律第九十 限責任組合類似団体の財産を含む。 資事業有限責任組合」という。) 号)第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合(以下この号 責任組合の無限責任組合員 れに相当する構成員を含む。 る場合及び議決権の行使について有限責任組合員が投資事業有限 る株式又は持分(有限責任組合員が議決権を行使することができ するもの に基づいて設立された団体であって投資事業有限責任組合に類似 という。 第九条の二第一項第一号及び第十条第七項第一号において「投 「有限責任組合員」 (以下この号において「投資事業有限責任組合類似団体 のこれに相当する構成員を含む。 という。 (投資事業有限責任組合類似団体のこ )に指図を行うことができる場合を )となり、 の有限責任組合員 )として取得し、 組合財産 以下この号におい (外国の法令 (投資事業有 又は所有す

### | 同上

うことができるものを除く。) で計算のできるものを除く。) ではその行使について当該議決権の保有者に指図を行が行使し、又はその行使について当該議決権について、委託者又は受益者分(当該株式又は持分に係る議決権について、委託者又は受益者の上三号)第六条の規定により元本の補塡又は利益の補足の契約の主当機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第

を行うことができる場合を除く。)
と行うことができる場合を除く。)
と行うことができる場合を除く。)
を行うことができる場合を除く。)
という。)の有限責任組合員となり、組合財産として取得し、又は所有する株式又は持分(有限責任組合員財産として取得し、又は所有する株式又は持分(有限責任組合員財産として取得し、又は所有する株式又は持分(有限責任組合員財産として取得し、又は所有する株式又は持分(有限責任組合員財産として取得し、又は所有する株式又は持分(有限責任組合員が投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成十年法律第九十大資事業有限責任組合契約に関する法律(平成十年法律第九十大

四 民法 (明治二十九年法律第八十九号) 第六百六十七条第一項に

兀

民法(明治二十九年法律第八十九号)第六百六十七条第一項に

業務の執行を委任しているものに限る。)の組合員(業務の執行 とができる場合を除く。 員が議決権を行使することができる場合及び議決権の行使につい を委任された者を除く。以下この号において「非業務執行組合員 のによって成立する組合(外国の法令に基づいて設立された団体 規定する組合契約で会社に対する投資事業を営むことを約するも て非業務執行組合員が業務の執行を委任された者に指図を行うこ 合類似団体の構成員を含む。以下この号において同じ。) にその であって当該組合に類似するもの 合類似団体」という。)を含み、一人又は数人の組合員(民法組 という。)となり、 )として取得し、又は所有する株式又は持分 組合財産(民法組合類似団体の財産を含む (以下この号において (非業務執行組合 「民法組

五 [略]

[2~4 略]

(専門子会社の業務等

第十条 [略]

[2·3 略]

十七条の十一第一項に規定する店頭売買有価証券登録原簿をいう。 条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。次項において同じ。 条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。次項において同じ。 金融商品取引 (金融商品取引法第二4 法第四条の二第一項第二号又は第四条の四第一項第七号に規定す

表に指図を行うことができる場合を除く。) 機定する組合契約で会社に対する投資事業を営むことを約するも 別定する組合契約できる場合を除く。 別下この号において「非業務執行組合員」という のによって成立する組合 (一人又は数人の組合員にその業務の執行を委任さ 大権の行使について非業務執行組合員」という 別下この号において「非業務執行組合員」という として取得し、又は所有する株式又は持分 のによって成立する組合 (一人又は数人の組合員にその業務の執 者に指図を行うことができる場合を除く。)

五[同上]

[2~4 同上]

第十条 [同上] (専門子会社の業務等)

2 · 3 同上]

十七条の十一第一項に規定する店頭売買有価証券登録原簿をいう。)に上場されている株式又は店頭売買有価証券登録原簿(同法第六条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。次項において同じ。条関の場の二第一項第二号又は第四条の四第一項第七号に規定す

条第一項に規定する中小企業者をいう。 ある会社以外の新事業活動 行っている事業活動と異なる種類の新事業活動を開始した日をいう である会社であって、 小企業者 他の新たな事業活動をいう。以下この項において同じ。)を行う中 提供の方式の導入、技術に関する研究開発及びその成果の利用その 又は提供、 次項及び第七項において同じ。)に登録されている株式の発行者で 以後二十年を経過していない会社とする。 (中小企業等経営強化法 (平成十一年法律第十八号) 第二 商品の新たな生産又は販売の方式の導入、 設立の日又は新事業活動開始日 (新商品の開発又は生産、 第十二項において同じ。 役務の新たな 新役務の開発 (会社が現に

#### [5 12 略]

る業務を専ら営む会社とする。する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務及びこれらに附帯す13 法第四条の二第一項第二号又は第四条の四第一項第七号に規定

#### [略]

限る。)

「限る。)

「他の事業者等の経営に関する相談の実施、当該他の事業者等の経営に関する相談の実施、当該他の事業者等の経営に関する相談の実施、当該他の事業者等の

#### 14 5 16 略

(信用協同組合代理業の許可の申請書の記載事項

行っている事業活動と異なる種類の新事業活動を開始した日をいう である会社であって、 条第一項に規定する中小企業者をいう。 小企業者 他の新たな事業活動をいう。以下この項において同じ。)を行う中 提供の方式の導入、技術に関する研究開発及びその成果の利用その 又は提供、 ある会社以外の新事業活動 次項及び第七項において同じ。)に登録されている株式の発行者で 以後十年を経過していない会社とする。 (中小企業等経営強化法(平成十一年法律第十八号) 商品の新たな生産又は販売の方式の導入、 設立の日又は新事業活動開始日 (新商品の開発又は生産、 第十二項において同じ。) 役務の新たな 新役務の開 (会社が現に 発

5 12 同上

13

同上

#### 同上

けることが見込まれる株式会社に係るものに限る。) 供及び助言(前号に掲げる業務による資金の供給を受け、又は受業務に関連する事業者等又は顧客の紹介その他の必要な情報の提二 他の事業者等の経営に関する相談の実施、当該他の事業者等の

#### 14 16 同上

(信用協同組合代理業の許可の申請書の記載事項)

第七十八条 府令で定める事項は、 [号を削る。] 銀行法第五十二条の三十七第一項第六号に規定する内閣 次に掲げる事項とする。

## 第七十八条 同上

# 個人であるときは、次に掲げる事項

商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び業務の種 他の法人の常務に従事する場合にあっては、当該他の法人の

#### 類

口

- 名称及び業務の種類 は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名又は 国内に営業所、事務所その他これらに準ずるものを有していな い者を除く。)をいう。以下この条において同じ。)の商号又 に準ずる事業体(外国におけるこれらに相当するものを含み、 当該個人に係る次に掲げる法人等(会社、組合その他これら
- (1) 決権を保有する法人等 当該個人がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議
- (2)あって、国内に営業所、事務所その他これらに準ずるものを 有していない者を除く。次号ロにおいて同じ。) (1)に掲げる法人等の子法人等(外国の法人その他の団体で

## 若しくは名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び業務の種 にあっては、当該役員の氏名、当該他の法人又は事務所の商号 その役員が、他の法人の常務に従事し、又は事業を行う場合

法人であるときは、次に掲げる事項

[号を削る。

口 当該法人に係る次に掲げる法人等の商号又は名称、 主たる営

#### 5

[項を削る。] [項を削る。] (許可申請書のその他の添付書類) 銀行法第五十二条の三十七第二項第三号に規定する内閣府 | 第八十条 略 3 2 三 • 匹 ことができない株式又は出資に係る議決権を含むものとする。 百三十九条第一項及び第二百七十六条(第二号に係る部分に限る。 の規定を同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、 に関する法律第百四十七条第一項又は第百四十八条第一項(これら 府令で定める事項は、 されている銀行法第五十二条の三十七第一項第六号に規定する内閣 銀行法第五十二条の六十の二第三項の規定に基づき届け出ることと 一項に規定する申請者が保有する議決権には、社債、株式等の振替 において準用する場合を含む。)の規定により発行者に対抗する (許可申請書のその他の添付書類 第一項第一号ロ⑴の場合において、銀行法第五十二条の三十七第 前項の規定にかかわらず、法第六条の四に規定する信用組合等が (2)(3)(1) 類 業所又は事務所の所在地、 人等をいい、外国の法人その他の団体であって、国内に営業 当該法人の親法人等の子法人等 当該法人の親法人等(令第三条の二第二項に規定する親法 当該法人の子法人等 同上 同上 事務所その他これらに準ずるものを有していない者を除 前項第三号及び第四号に掲げる事項とする。 代表者の氏名又は名称及び業務の (1)に掲げる者を除く。) 第一 種

# 一 個人であるときは、次に掲げる書類

項に規定する特別永住者証明書の写し又は住民票の抄本。 国管理に関する特例法 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入 令第三百十九号)第十九条の三に規定する在留カードの写し、 わる書面及び第八十三条第四号イからチまでのいずれにも該当 十条の六十八第三項第三号を除き、以下同じ。) 又はこれに代 ている場合には、 しないことを誓約する書面 履歴書 住民票の抄本(外国人であり 出入国管理及び難民認定法 (平成三年法律第七十 号) (昭和二十六年政 国内に居住し 第七条第一 第百

口 面 及び名を証するものでないときは、 請書をいう。 同じ。)及び名を当該申請者の氏名に併せて申請書 第二百九十二号)第三十条の十三に規定する旧氏をいう。 をいう。 申請者 住民票の抄本又はこれに代わる書面が当該申請者の旧氏 の旧氏 (銀行法第五十二条の三十七第 次号口において同じ。 (住民基本台帳法施行令 当該旧氏及び名を証する書 に記載した場合において 一項に規定する申請者 (昭和四十二年政令 (同項の申

類を記載した書面商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び業務の種の法人の常務に従事する場合にあっては、当該他の法人の

二 当該個人に係る次に掲げる法人等(会社、組合その他これら

当しないことを誓約する書面 個人であるときは、履歴書、住民票の抄本(外国人であり、か 個人であるときは、履歴書、住民票の抄本(外国人でありときは、履歴書、住民票の抄本(外国人でありときは、履歴書、住民票の抄本(外国人であるときは、履歴書、住民票の抄本(外国人であるときは、履歴書、住民票の抄本(外国人でありときないことを誓約する書面及び第八十三条第四号イからチまでのいずれにも該に代わる書面及び第八十三条第四号イからチまでのいずれにも該に代わる書面及び第八十三条第四号イからチまでのいずれにも該に代わる書面及び第八十三条第四号イからチまでのいずれにも該に代わる書面及び第八十三条第四号イからチまでのいずれにも該に代わる書面及び第八十三条第四号イからチまでのいずれにも該に代わる書面及び第八十三条第四号イからチまでのいずれにも該に代わる書面及び第八十三条第四号イからチまでのいずれにも該に代わる書面及び第八十三条第四号イからチまでのいずれにも該に代わる書面及び第八十三条第四号イからチまでのいずれにも該による。

に準ずる事業体(外国におけるこれらに相当するものを含み、に準ずる事業体(外国におけるこれらに準ずるものを有していな国内に営業所、事務所その他これらに準ずるものを有していな国内に営業所、事務所その他これらに準ずるものを有していな国内に営業所、事務所その他これらに準ずるものを含み、国内に営業所、事務所その他これらに相当するものを含み、国内に営業所、事務所その他これらに相当するものを含み、国内に営業所、事務所その他これらに相当するものを含み、

有していない者を除く。次号ニにおいて同じ。)
あって、国内に営業所、事務所その他これらに準ずるものをあって、国内に営業所、事務所その他これらに準ずるものを決権を保有する法人等

[号を削る。]

でないときは、当該旧氏及び名を証する書面でないときは、当該旧氏及び名を証する書面の田氏(住民基本台帳法施行令(昭和四十二年政令第二百九十)の旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和四十二年政令第二百九十)の旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和四十二年政令第二百九十定する申請者をいう。以下同じ。)及び本又はこれに代わる書面が当該申請書(同項の申請書をいう。同名を当該申請者の氏名に併せて申請書(同項の申請書をいう。及び名を当該申請者の氏名に併せて申請書(同項の申請書をいう。以下同じ。)の旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和四十二年政令第二百九十一の二 個人である申請者(銀行法第五十二条の三十七第一項に規一の二 個人である申請者(銀行法第五十二条の三十七第一項に規一の二 個人である申請者(銀行法第五十二条の三十七第一項に規

務所に駐在する役員に限る。)の住民票の抄本(役員が法人であ役員の沿革を記載した書面)、役員(国内における営業所又は事一項において同じ。)の履歴書(役員が法人であるときは、当該一議人であるときは、役員(役員が法人であるときは、その職務

# 二 法人であるときは、次に掲げる書類

記載した書面)、役員(国内における営業所又は事務所に駐在じ。)の履歴書(役員が法人であるときは、当該役員の沿革をむ。イ及びロ、第八十三条並びに第九十四条第一項において同イー役員(役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含

ない者であることを当該役員が誓約する書面とい者であることを当該役員が誓れたも該当していずれにも該当しる書面及び役員が同条第四号イからチまでのいずれにも該当しないことを誓約する。)の住民票の抄本(役員が法人であるときはする役員に限る。)の住民票の抄本(役員が法人であるときは

- 名を証する書面

  「おいて、イの住民票の抄本又はこれに代わる書面が当た場合において、イの住民票の抄本又はこれに代わる書面が当日で、日の旧氏及び名を当該役員の氏名に併せて申請書に記載し
- 及び業務の種類を記載した書面
  又は事務所の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地
  フは、当該役員の氏名又は商号若しくは名称、当該他の法人
  のでは、当該役員の氏名又は商号若しくは名称、当該他の法人
- 及び業務の種類を記載した書面業所又は事務所の所在地、代表者の氏名又は商号若しくは名称業所又は事務所の所在地、代表者の氏名又は商号若しくは名称、主たる営
- (1) 当該法人の子法人等
- を有していない者を除く。) であって、国内に営業所、事務所その他これらに準ずるものであって、国内に営業所、事務所その他これらに準ずるものはいる。 (外国の法人その他の団体) 当該法人の親法人等(令第三条の二第二項に規定する親法
- 法人等を除く。) | | 当該法人の親法人等の子法人等(当該法人及び1)に掲げる

しない者であることを当該役員が誓約する書面約する書面及び役員が同条第四号イからチまでのいずれにも該当第八十三条第五号イからハまでのいずれにも該当しないことを誓るときは、当該役員の登記事項証明書)又はこれに代わる書面、

[号を削る。]

[三~十四略]

(委託契約書の案の記載事項)

ものとする。

き事項は、次に掲げる事項とする。第八十一条 前条第一項第三号に規定する委託契約書の案に記載すべ

[一~十 略]

中「再委託」とあるのは「再委託の禁止」と、同項第七号中「所属業者」とあるのは「信用協同組合代理業再受託者」と、同項第六号。この場合において、前項第四号及び第五号中「信用協同組合代理再委託者と信用協同組合代理業再受託者との間の信用協同組合代理業 前項の規定は、前条第一項第四号に規定する信用協同組合代理業

きは、当該旧氏及び名を証する書面 これに代わる書面が当該役員の旧氏及び名を証するものでないと併せて申請書に記載した場合において、前号の住民票の抄本又は二の二 法人である申請者の役員の旧氏及び名を当該役員の氏名に

三~十四 同上]

[項を加える。]

(委託契約書の案の記載事項)

は、次に掲げる事項とする。第八十一条前条第三号に規定する委託契約書の案に記載すべき事

[一~十 同上]

委託」とあるのは「再委託の禁止」と、同項第七号中「所属信用協名業務の委託契約書の案に記載すべき事項について準用する。このおりの規定は、前条第四号及び第五号中「信用協同組合代理業者」と 前項の規定は、前条第四号に規定する信用協同組合代理業再委託

項

理業再委託者」と読み替えるものとする。信用協同組合」とあるのは「所属信用協同組合及び信用協同組合代

## (財産的基礎)

分に応じ、当該各号に定める額以上であることとする。 項第一号において「純資産額」という。)が、次の各号に掲げる区 書面に計上された資産の合計額から負債の合計額を控除した額(次 書面に計上された資産の合計額から負債の合計額を控除した額(次 ののので定める基準は、第八十条第一項第六号に規定する財産に関す 第八十二条 銀行法第五十二条の三十八第一項第一号に規定する内閣

## 一・二 略]

する財産的基礎を有するものとみなす。
2 次に掲げる者は、銀行法第五十二条の三十八第一項第一号に規定

の財産的基礎を有していると認められる者 (純資産額が負の値でない者に限る。)の保証を徴している者その他の同項に規定する基準と同等以上 (共享 )が信用協同組合代理業を行う場合は、当該信用協同組合代理業 (共正人 (共享 )が信用協同組合代理業に係る損害についての 再委託者を含む。)が信用協同組合代理業に係る損害についての (共正人 (共資産額が負の値でない者に限る。)であって所属信用 個人 (純資産額が負の値でない者に限る。)であって所属信用

#### 一「略

(届出事項)

委託者」と読み替えるものとする。同組合」とあるのは「所属信用協同組合及び信用協同組合代理業再

## (財産的基礎)

[一·二 同上]

## 2 同上

の財産的基礎を有していると認められる者の財産的基礎を有している者その他の前項に規定する基準と同等以上に信用協同組合代理業を行う場合は、当該信用協同組合代理業を行う場合は、当該信用協同組合代理業の下の財産的基礎を有していると認められる者の、)であって所属信用の財産的基礎を有していると認められる者

## 二同上

#### (届出事項)

## 第百十一条 [略]

同組合代理業者とみなされた法第六条の四に規定する信用組合等にげる場合(銀行法第五十二条の六十の二第二項の規定により信用協2 法第七条の二第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲

掲げる書類に記載すべき事項に変更があった場合二 第八十条第一項第一号ハ若しくはニ又は第二号ハ若しくはニに一 [略] あっては、第二号及び第三号に掲げる場合を除く。) とする。

#### 二 [略]

[号を削る。]

[四~六 略]

 $\frac{3}{4}$ 

略

っては、当該各号に定める書面)を添付して金融庁長官等に提出す他参考となるべき事項を記載した書面(次の各号に掲げる場合にあ各項の規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その等取扱業者又は信用協同組合電子決済等代行業者は、法第七条の二5 信用協同組合等、信用協同組合代理業者、信用協同組合電子決済

## 「一・二 略]

るものとする。

三 第二項第三号に掲げる場合 変更後の委託契約書又は再委託契

約書の写し

6 [略]

7 次に掲げる届出は、半期ごとに一括して行うことができる。

## 第百十一条 [同上]

げる場合とする。
2 法第七条の二第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲

同上

[号を加える。]

一同上

三削除

[四~六 同上]

3 • 4

同上

5 信用協同組合等、信用協同組合代理業者、信用協同組合電子決済 信用協同組合等、信用協同組合電子決済等代行業者は、法第七条の二 を取扱業者又は信用協同組合電子決済等代行業者は、法第七条の二 しのとする。

三 第二項第二号[一・二 同上]

三 第二項第二号に掲げる場合 変更後の委託契約書又は再委託契

約書の写し

6

同上

7 [同上]

		[項を削る。]	[略]     記載事項     添付	<u></u>	「8~1~各」 四・五 [略] 三 第二項第二号に該当するときの届出 [一・二 略]
	変更	事する他の法人の 常者である個人又 常者である個人又 である法人	添付書類   [同上]     漏出事項	(第八十五	S   1   同上]   三・四   [同上]
二 他の法人の常務 った役員の氏名	である場合は、代理業者が法人代理業者が法人	<ul><li>一 新たに他の法人</li><li>四 主たる営業所</li><li>四 主たる営業所</li></ul>	記載事項	条関係)	

四 変更年月日	
変更の内容	
た場合には、当該	
内容に変更があっ	
所在地及び業務の	
主たる営業所等の	
の商号又は名称、	
している他の法人	
三 現在常務に従事	
役員の氏名	
いこととなった	
常務に従事しな	
当該他の法人の	
である場合は、	
代理業者が法人	
ハ 信用協同組合	
等の所在地	
の主たる営業所	
ロ 当該他の法人	
の商号又は名称	
イ 当該他の法人	
となった場合	
に従事しないこと	

「項を削る。」			[項を削る。]
親 人 で 協 子 業 信 法 等 あ 同 法 者 用		人 等	当 有 超 権 業 す え の 総 者 用
親法人等の子法人 開協同組合代理業者 である法人の親法 である法人の親法			信用協同組合代理 業者である個人が 総株主等の議決 権の百分の五十を 超える議決権を保 を保
一 当該子法人等又 は当該親法人等若 しくは当該親法人等若 該信用協同組合代 理業者である法人	四 当該法人等の子法 人等の業務の内容 人等の業務の内容	所等の所在地 三 当該法人等又は 当該法人等の子法 人等の代表者の氏	一 当該法人等又は 当該法人等の子法 人等の商号又は名 称 当該法人等の子法 当該法人等の子法
理由書			理由書

#### の変更 る法人を除く。 組合代理業者であ

等

(当該信用協同

二 当該子法人等又 地 る営業所等の所在 を除く。)の主た 理業者である法人 等の子法人等 該信用協同組合代 しくは当該親法人 は当該親法人等若 又は名称

(当

者の氏名又は名称

を除く。)の代表 理業者である法人 該信用協同組合代 等の子法人等

兀

等の子法人等 は当該親法人等若 該信用協同組合代 しくは当該親法人 当該子法人等又 (当

16

三 当該子法人等又

しくは当該親法人 は当該親法人等若

(当

借															
備考表	[略]										「項か				
表中の											[項を削る。				
											Ш				
の記載															
及び対															
象規定															
の二重															
傍線を															
付した															
の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。															
分を															
除く								事	役	業	信				
至体には	同上							事業の変更	員が営	業者である法	用協同				
付した。								更	役員が営んでいる	る法し	信用協同組合代理				
傍線は									いる	人の	代理				
注記で		四変	当該	更し	三事	た事	場合	二事	事業	う場	一新	五変	の内容	を除	理業
ある。		変更年月日	当該変更の内容	更した場合には、	業の内	た事業の種類	場合には、	業を感	事業の種類	う場合には、	たに重	変更年月日	容	₹ •	/者であ
		日	内容	口には、	事業の内容を変	類	廃止し	事業を廃止した	积	は、当該	新たに事業を行	日		を除く。)の業務	理業者である法人
					发			/C		該				一	人
											理由書				